

※回答内容については現時点におけるものであり、今後変更となる場合がありますのでご了承ください。

内容	関連条項	質問	回答
1 土地の形質変更とは	法第4条第1項	土地の形質変更とは、具体的にはどのような行為を言うのですか。	土地の形質変更とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、いわゆる掘削及び盛土のことを言います。
2 土地が3000m ² 以上ある場合の工事について	法第4条第1項	3000m ² 以上の土地において工事を行います。届出が必要ですか。	土地の面積ではなく、土地の形質変更面積が3000m ² 以上である場合届出が必要となります。よって、工事にかかる土地面積が3000m ² 以上であっても、掘削及び盛土部分が3000m ² 未満である場合は届出不要となります。
3 盛土のみの工事の場合	法第4条第1項	盛土のみであり、掘削を行わない工事ですが、盛土面積が3000m ² 以上であれば届出が必要ですか。	土地の形質変更が盛土のみである場合、その面積が3000m ² 以上であっても届出は不要です。ただし、掘削部分が少しでもある場合は、掘削面積と盛土面積を合計した面積が3000m ² 以上であれば届出が必要です。
4 土砂の仮置きについて	法第4条第1項	掘削土や外部から搬入した土壌を仮置きする行為は土地の形質変更に含まれますか。	仮置き行為は盛土として土地の形質変更に含まれます。
5 届出義務者	法第4条第1項	届出の義務を負う者は誰になりますか。	土地の形質の変更をしようとする者であり、具体的には工事の施行に関する計画の内容を決定する方になります。
6 添付書類について(図面関連)	法第4条第1項 施行規則第23条第2項第1号	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面とは、どのような図面をいいますか。	土地の形質変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分を区別して表示されているものをいいます。
7 添付書類について(同意書関連)	法第4条第1項 施行規則第23条第2項第2号	届出義務者が土地所有者である場合、登記事項証明書や公図の写し等により、所有者であることを証する必要がありますか。	届出義務者が土地所有者である場合、所有者であることを証する書類を添付する必要はありません。ただし、調査を命ずるにあたり土地所有者を確定させる必要があることから、命令対象となりうる土地については土地登記簿及び公図の写しの提出を依頼する場合があります。
8 添付書類について(同意書関連)	法第4条第1項 施行規則第23条第2項第2号	土地契約一覧を文書で作成し、それを持って同意書とすることが可能でしょうか。	できません。
9 添付書類について(同意書関連)	法第4条第1項 施行規則第23条第2項第2号	他の法律等に基づき得た同意書の写しをもって、届出に添付すべき同意書とすることができますか。	届出義務者と土地所有者の間で、土地の形質変更に関する同意がされているものであれば可能です。
10 添付書類について(同意書関連)	法第4条第1項 施行規則第23条第2項第2号	同意書の添付を省略することができますか。	届出義務者と土地所有者が異なる場合、添付を省略することはできません。ただし、他法令により、届出義務者が土地所有者と同等の権限を持っていると見なされる場合には、その通知等の写しをもって同意書に代えることができます。 (例：土地区画整理法に基づく、使用する収益の停止通知等)
11 同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更について	法第4条第1項	工事が複数の土地にまたがるが、各工事の土地形質変更面積が3000m ² 未満である場合、届出対象外となりますか。	同一の手続きにおいて届け出るべきかどうかについては、土地の形質変更が行われる部分が同一の敷地に存在するかどうかを問いません。下記の事項から総合的に判断したうえで、個別の土地の形質変更面積を合計して3000m ² 以上となる場合には、まとめて一つの土地の形質変更行為とみなし、届出してください。 ・事業の計画や目的が同一であるかどうか ・個別の行為の時間的な近接性 ・実施主体等
12 同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更について	法第4条第1項	長期間の工事において、複数の工区にわかれていた場合、土地の形質変更面積や届出のタイミングはどのように考えればよいですか。	同一の手続きにおいて届け出るべきかどうかについては、11を参考に判断することとなります。工区がわかれていた場合、その事業の計画や時間的な近接性等によっては、工区ごとに土地形質変更面積を判断するべきケースもあると思われるので、個別の事案についてはご相談ください。
13 軽微な行為の具体について	法第4条第1項第1号 施行規則第25条第1号	軽微な変更の例として、土壌を形質変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないこと、とありますが、ここでいう区域とは、工区がわかれていた工事の場合、工区内を意味しますか。それとも、全体計画の区域を意味しますか。	区域とは、土地の形質変更を行う区域のことを言いますが、工区が有る場合、原則工区内をいいます。ただし、同じ工区内であっても、事業の計画や時間的な近接性等によっては、区域外と認められない場合もあるので、ケースごとに相談願います。少なくとも、工区外は区域外と考えます。
14 軽微な行為の具体について	法第4条第1項第1号 施行規則第25条第1号	軽微な変更の例として、土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと、とありますが、土壌の飛散又は流出とはどの程度を想定しているのですか。	飛散流出については、土地の形質の変更を行う場所からの土壌の飛散又は流出をいい、常識的な措置で防ぐことが可能な範囲を想定しています。
15 軽微な変更の具体について	法第4条第1項第1号 施行規則第25条第1号	林業の用に供する作業路網とは何を指すのですか。林道のことですか。	作業路網とは、林道以外の、作業道、作業路等と称し開設されるものであり、林道は含まれません。
16 届出の対象外となる行為について	法第4条第1項第2号	非常災害のために必要な応急措置は届出の対象外となっていますが、災害復旧工事は全て対象外となりますか。	応急措置として行う行為を届出対象外とするものであり、全ての災害復旧工事が対象外となるわけではありませんので、個別に相談ください。 (届出不要な例) ・施設災害復旧事業 ・災害関連緊急事業等で実施する災害復旧工事 ・応急復旧のため緊急随意により実施する必要がある工事
17 土地の形質の変更着手後の変更について	法第4条第1項	届出対象外である工事において、土地の形質変更が着手したところ、計画に変更が生じ、形質変更の面積が増加しました。これにより届出対象となった場合、土地の形質変更着手後ではあるが届出が必要ですか。	面積要件に該当する場合は届出が必要となります。ただし、形質変更着手後の届出については、調査や措置への支障を考慮すると可能な限り避けるべきであることから、着手後形質変更の可能性のある土地がある場合は、当該土地を含む内容で届出の必要性を判断願います。
18 汚染のおそれの判断について	法第4条第1項	汚染のおそれとはどのようにして判断するのですか。	行政手続状況や、土地の履歴、過去の調査結果等から判断します。
19 土壌汚染状況調査について	法第4条第2項	汚染のおそれがあると判断された場合、土地全体に対して土壌汚染状況調査の実施が命ぜられるのですか。	土地全体ではなく、汚染されているおそれがある土地のうち、掘削部分に対して調査が命ぜられます。
20 汚染のおそれの判断について	法第4条第1項	汚染のおそれのある土地であるか否かについて、事前に相談することは可能ですか。	広域振興局の保健福祉環境部や保健福祉環境センターにおいて相談を受け付けます。(盛岡市、花巻市、北上市、宮古市については各市の環境担当課に相談ください)
21 汚染のおそれのある土地の具体について	法第4条第1項	汚染のおそれがあると判断される土地の履歴について、具体的にはどのようなものがありますか。	環境省からの通知やQ&Aによると、ガソリンスタンドやコンクリート製造業のパッチャープラントが例として示されています。
22 自主的な土壌汚染状況調査について	法第14条第1項	土地の売買の際に、自主的に土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が認められませんでした。この調査結果をもって、土壌汚染がないことを証明して欲しいのですが、どのようにすればよいですか。	自主的な土壌汚染状況調査については法第14条に基づく申請を除き届出・報告に関する規定がなく、かつ土壌汚染対策法では、土壌汚染が存在しないことを証明するのは困難であることから、報告書控えへの收受印の押印や受理書の交付については行っておりませんので御了承ください。